

# 書籍やスーツ代、接待費も

会社員が自分で支払った仕事関連の費用を経費として収入から控除できる「特定支出控除」が今年から拡充された。金額のハードルが下がったことに加え、書籍や新聞、スーツの購入代や交際費が含まれるなど適用範囲も拡大。来年の確定申告時に手続きすれば、納め過ぎた税金が戻ってくる可能性がある。制度のポイントを手としてみた。

（竹岡伸晃）

## 適用範囲拡大

会社員など給与所得者の所得税額は年収から、①給与所得控除②特定支出控除③所得控除を差し引いた額に税率を掛けたもの。①は「いわば、みなし経費」で、年収によって自動的に決まり、別表で差し引かれる。③は医療費控除や生命保険料控除、扶養控除などから拡充されたのが今年から。

②の特定支出控除は、税理士の落合孝裕さんは「特定支出とは、会社員が自分の支払った必要経費」と説明する。通勤費、転勤に伴う転居費、職務に直接必要な技術や知識を得るため、資格を取得したりするものの研修費や資格取得費、単身赴任者が家族のいる自宅との間を行き来する際の「帰宅

## 会社員の「特定支出控除」拡充

### ◆各年収における給与所得控除額◆

年収／給与所得控除額  
 180万円以下／年収×40%。65万円に満たない場合には65万円  
 180万円超～360万円以下／年収×30%+18万円  
 360万円超～660万円以下／年収×20%+54万円  
 660万円超～1000万円以下／年収×10%+120万円  
 1000万円超～1500万円以下／年収×5%+170万円  
 1500万円超／245万円（上限）

旅費などが対象。イメージ図。これを年収から控除する制度は以前からあった。ただ、「使い勝手が良くな、年間で数件程度の利用しかなかった」（落合税理士）。

拡充のポイント①「基準額引き下げ」と「適用範囲拡大」の2点だ。

①「給与所得控除額」が基準額で、それを超えた部分が特定支出控除の対象だった。今年からは「給与所得控除額の2分の1」を超えれば対象となった。例えば、年収600万

円の場合、「年間8万円を超えた部分」が対象となる。

一方、適用範囲拡大では、①弁護士や公認会計士、税理士など資格取得費の対象②勤務必要経費（上限65万円）が対象となった。

### 必要書類は保管

具体的には何が控除対象なのか。いずれも会社からの補填部分を除いた費用で、仕事に必要であることを会社に証明してもらう必要があるが、例えば、次のようなものが考えられる。

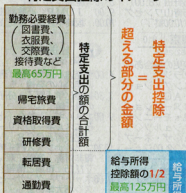
- マイカー通勤のガリン
- 代・高速代・修理代（通勤費）
- ▼他の交通手段がなくなった場合の通勤タクシー
- 代（同）▼転勤の際の本人、家族の引越代（転居費）
- ▼仕事に必要な語学を学ぶ学校の入学金・授業

料・参考書代・学校への往復交通費（研修費）▼仕事に必要な書籍や雑誌、新聞、電子書籍などの購入費（勤務必要経費）▼職場で暮らすスーツ、靴、ワイシャツ、ネクタイ、靴下の購入費（同）▼クレヒスの償還がある職場で暮らすボロシャツ、チパンなどの購入費（同）▼得意先の接待で用いた飲食店やカラオケなどの費用（同）▼得意先に贈った中元や歳暮の代金（同）。

落合税理士は「自分の仕事と関係ある費用か否かがポイント。必要性を説明できれば会社は柔軟に対応してくれるのでは」と話す。

申告する際は、①特定支出に関する明細書の領収書（本人名義）やレシートなど②会社から給与支払い者の証明書③給与所得の源泉徴収票④給与必要経費の詳細は国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）や各税務署などに確認できる。

### 特定支出控除のイメージ



※国税庁の資料を基に作成